

## 勤務条件について（臨時的任用職員）

令和 年 月 日

あなたを任用するに当たっての勤務条件は次のとおりです。

勤務場所： \_\_\_\_\_

任用期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

勤務内容： \_\_\_\_\_

（ただし、本務者の休職等に応じ任用期間を変更することがあります。）

勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで		
週休日等	週休日	日曜日、土曜日	
	休日	国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3）	
休 暇	年次有給休暇	正規職員に準じて付与	
	特別休暇	正規職員に準じて認められる	
給 与	経験年数等によって決定		
	給料	教育職（教諭、養教等）	217,656 円 ～ 428,782 円
		教育職（助教諭等）	193,847 円 ～ 324,799 円
		行政職（主事）	169,272 円 ～ 284,146 円
		医療職（栄養士）	192,773 円 ～ 299,848 円
	給料の調整額（教育職のみ）		特別支援学級等の担当になった場合、級号給に応じて支給
	地域手当		給料、扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて算定
	諸手当		通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給
	期末手当、勤勉手当		基準日における任用期間に応じて支給
	支給日	給料及び諸手当	毎月 19 日
		期末手当	6 月、12 月及び 3 月の所定の日
		勤勉手当	6 月及び 12 月の所定の日
退職手当		在職期間等に応じて支給 （引き続いて在職した期間が 6 月未満の場合は対象外）	
その他		正規職員に適用される条例等の規定を適用	
社会保険	公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金の被保険者 ※ 40～64 歳の方は、介護保険の被保険者となる		
雇用保険	無し		
災害補償	公務上及び通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与から所得税、住民税、共済掛金等を控除して支給</li> <li>任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給</li> <li>児童手当（特例給付）は、住所地の市区町村が支給</li> </ul>		

※ 上記記載内容は、令和 6 年 4 月 1 日のもの